

山口南総合センター

【ホール等基本利用料金】

(参考)標準利用人数・・・ホール:500人、リハーサル室:30人、多目的ホ:90人

(単位:円)

時間区分 利用施設	午前(基本3時間)		午後(基本4時間)		夜間(基本4時間)		昼間(基本8時間)		午後・夜間(基本9時間)		全日(基本13時間)		1時間 利用料金 ○冷房 ●暖房
	9:00 ～ 12:00	1時間 超過 料金	13:00 ～ 17:00	1時間 超過 料金	18:00 ～ 22:00	1時間 超過 料金	9:00 ～ 17:00	1時間 超過 料金	13:00 ～ 22:00	1時間 超過 料金	9:00 ～ 22:00	1時間 超過 料金	
ホール(平日)	11,880	4,752	21,120	6,336	21,120	6,336	29,040	4,356	42,240	5,631	50,160	4,630	控室及び ホワイエ含む
ホール(土・日・祝)	14,520	5,808	25,080	7,524	25,080	7,524	35,640	5,346	48,840	6,511	59,400	5,483	○7,260 ●7,920
ホワイエ	1,980	792	2,640	792	2,640	792	4,620	693	6,600	879	8,580	792	○1,850 ●1,980
控室(大)	400	159	530	159	530	159	920	138	1,320	175	1,720	158	○260 ●260
控室(小)	230	91	310	93	310	93	550	82	790	105	1,020	94	○130 ●130
リハーサル室	790	315	1,060	318	1,060	318	1,850	277	2,640	351	3,430	316	○460 ●460
多目的ホール	1,980	792	2,640	792	2,640	792	4,620	693	6,600	879	8,580	792	○330 ●500

1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 利用者が入場料、その他これに類する料金(料金の額に段階があるときは、最高の額をその料金とする。)を徴収するとき又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときは基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。

(入場料又は会費等が1,000円未満) 利用料金×0. 2

(入場料又は会費等が1,000円以上5,000円未満) 利用料金×0. 3

(入場料又は会費等が5,000円以上10,000円未満) 利用料金×0. 5

(入場料又は会費等が10,000円以上の場合) 利用料金×1. 0

(入場料又は会費等は徴収しないが営利等を目的とする場合) 利用料金×1. 5

3 ホールの舞台部分のみを利用するときの利用料金は、基本利用料金の30パーセントに相当する額とする。

4 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するとき、当該超過し、又は繰り上げる1時間につき規定の利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。

この場合、1時間未満の端数は1時間とする。

・1時間あたりの利用料金×1. 2

* 超過時間が午後10時以降にわたる場合は、1時間あたりの基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。

・1時間あたりの利用料金×1. 5

5 上記により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

山口南総合センター

【体育施設等基本利用料金】

(単位:円)

時間区分 利用施設	①午前(基本3時間)		②午後(基本4時間)		③夜間(基本4時間)		昼間(基本8時間)		午後・夜間(基本9時間)		全日(基本13時間)		1時間 利用料金 ○冷房 ●暖房
	9:00 ～ 12:00	1時間 延長 料金	13:00 ～ 17:00	1時間 延長 料金	18:00 ～ 22:00	1時間 延長 料金	①+② 9:00～ 17:00	1時間 延長 料金	②+③ 13:00～ 22:00	1時間 延長 料金	①+②+③ 9:00～ 22:00	1時間 延長 料金	
アリーナ	3,470	1,160	4,620	1,160	4,620	1,160	8,090	1,160	9,240	1,160	12,710	1,160	○300 ●260
多目的室	500	170	660	170	660	170	1,160	170	1,320	170	1,820	170	
運動広場 (ソフトボール1面)	1,230	410	1,650	410	1,650	410	2,880	410	3,300	410	4,530	410	
運動広場 (ソフトボール2面)	2,460	820	3,300	820	3,300	820	5,760	820	6,600	820	9,060	820	
テニスコート	1面につき1時間250円						※区分をまたぐ利用の場合、区分間料金として延長料金が加算						

- 1 入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツで利用する場合は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- 2 レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合は、この表に定める利用料金の5倍の額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合は、この表に定める利用料金の10倍の額とする。
- 3 準備及び整理のため、当日以外の日を利用する場合は、この表に定める利用料金の額とする。
- 4 延長料金については、利用時間区分以外に利用する場合に加算するものとし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

【照明施設基本利用料金】

区分		単位	利用料金(円)
運動広場	全面	1時間	5020
	2分の1面		2510
テニスコート	1面	1時間	460
アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1)	1時間	180

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、この表に定める基本料金の2倍の額とする。

【体育施設面基本利用料金】

利用施設	利用単位	時間単位	利用料金(円)
アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1)	1時間	80

【体育施設個人利用料金】

利用施設	時間区分	利用料金(円)
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき 320

☆共通項目

各表ごとに計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。